

標準処理期間の未設定理由

番号 1

処 分 名	景観重要建造物の現状変更許可
根 拠 法 令 名	景観法(平成16年法律第110号)
条 項	第22条第2項
所 管 課	市街地整備課

【標準処理期間を未設定とした理由】

過去に申請実績がなく、審査基準及び標準処理期間を設定する実益がないため。